

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第1 基本的な見直しについて
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="277 600 1289 638">総務省としては、基本的な見直しの考え方としては望ましいと認識している。</p> <p data-bbox="247 642 1394 801">一方、地方公共団体は、住民の福祉を増進するため、多種多様な行政活動を行っており、行政訴訟制度の見直しによって、例えば、法律上の利益を有しない者からの訴訟が著しく増大する等の影響が生じると、行政活動の円滑な執行が害され、住民の福祉が害されるおそれが生じる。</p> <p data-bbox="247 806 1394 925">したがって、行政訴訟制度の見直しにあたっては、行政と司法の機能分担に関する基本的な考え方を踏まえるとともに、行政活動が、その意思形成や執行の過程において、多種多様な利害を調整しながら行われていることに留意する必要がある。</p> <p data-bbox="312 1384 991 1422">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (1)被告適格者の見直しについて
<p data-bbox="312 519 1185 557">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="247 604 1391 680">被告適格を見直して、被告を地方公共団体としたとしても、地方議会のした議員の除名処分に関する訴訟については、地方議会に被告適格を与えるべきではないか。</p> <p data-bbox="312 1016 991 1055">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (1) 被告適格者の見直しについて
<p data-bbox="312 517 1142 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="247 600 1393 842">行政不服審査法においては、「審査請求は、処分をした行政庁又は不作為に係る行政庁以外の行政庁に対してするものとし、異議申立ては、処分庁又は不作為庁に対してするものとする」(同法第3条第2項)と定め、具体的には、処分についての審査請求(第5条)、処分についての異議申立て(第6条)、不作為についての不服申立て(第7条)、再審査請求(第8条)の不服申立て類型を定めることによって、国民の権利救済を図ることとしている。</p> <p data-bbox="247 846 1393 1005">即ち、同じく行政庁の処分又は不作為について不服を申し立てる場合にあって、行政事件訴訟法とは異なり、処分(不作為)庁以外の行政庁に不服を申し立てさせ、当該行政庁が監督的立場あるいは第三者的立場から審査を行うことがあることを前提に制度が構成されている。</p> <p data-bbox="247 1010 1393 1169">例えば、各府省の地方支分部局の長が行った処分については、原則としてその直近上級行政庁である大臣に対して審査請求を行うことになるのであって、行政不服審査法に基づく不服申立てについては、同じ国という行政主体に属する機関であっても、これを峻別することによってはじめて手続が意味をもつことになる。</p> <p data-bbox="247 1173 1393 1332">また、不服申立て先を行政主体とした場合には、個別法上、行政不服審査法の特例として特別の審査庁が置かれているような場合にかえって混乱を招くことになる。(例：国税通則法における国税局長が行った処分に対する国税不服審判所長に対する審査請求)</p> <p data-bbox="312 1384 959 1422">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p data-bbox="247 1467 1393 1541">以上のことから、行政事件訴訟における被告適格の見直しに連動して、不服申立ての相手方を行政主体に改めることは適当でない。</p> <p data-bbox="247 1545 1393 1749">なお、行政不服審査法は、第57条において処分庁に不服申立てができる場合における不服申立て先を被処分者等に教示する義務を課しており、更に、誤った教示をした場合の救済措置(同法第18条)、教示をしなかった場合の不服申立て(同法第58条)、処分庁経由による審査請求(同法第17条)を規定しており、国民が不服申立て先を誤らないようにするための措置を既に十分に講じているところである。</p> <p data-bbox="247 1753 1393 1827">こうしたことから、不服申立ての相手方を行政主体に改める必要性は認められない。</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 1 - (2)行政訴訟の管轄裁判所の拡大について
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="245 602 1394 842">被告が地方公共団体である場合にも行政訴訟の管轄裁判所を拡大することは、現実には地方公共団体が地域外の企業や住民との間で法律関係を有することが多いとしても、その権限について地域的限界があることから見れば問題がある。また、現実には地方公共団体が所在地以外の裁判所で応訴しなければならない事態が生じれば、応訴の負担が増大し、場合によっては地方公共団体の事務執行に支障が生ずるおそれがある。</p> <p data-bbox="245 848 1394 1048">例えば、東京に本社を有する会社が、九州や四国の地方公共団体がした開発許可申請や事業認可申請に対する拒否処分について、東京地裁に取消訴訟を提起することができる」とすると、九州や四国の地方公共団体は担当者が弁論の度に東京に行かなければならないという事態が生じ、地方公共団体にとっては相当な負担となる。</p> <p data-bbox="245 1055 1394 1131">仮に、国を被告とする行政訴訟について、管轄を拡大することがあったとしても、地方公共団体については、管轄を拡大すべきではない。</p> <p data-bbox="312 1550 991 1588">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 2 審理を充実・迅速化させるための方策の整備について
<p data-bbox="312 519 1185 557">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="247 602 1394 721">訴訟の初期の段階で処分又は裁決の理由を明らかにする必要性は認められるが、これについては民事訴訟法の釈明処分等により対応すれば足り、その特則として広範な資料の提出を求めることができることは適当ではない。</p> <p data-bbox="247 725 1394 801">また、個人情報関係法令(条例を含む。)の対象となる文書等については、提出を拒むことができるとすべきである。</p> <p data-bbox="312 1055 991 1093">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 3 本案判決前における仮の救済の制度の整備について
<p style="text-align: center;">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>(執行停止の要件の緩和について)</p> <p>行政事件訴訟法第25条第2項の執行停止の要件は維持されるべきである。仮に執行停止の要件が緩和され、執行停止が容易に認められると、きわめて幅広い行政分野を担当している地方公共団体が行った処分についてその執行ができなくなり、多数の利害関係者に不利益を与えたり、行政の円滑な執行が阻害されるおそれがある。</p> <p>(公権力の行使に当たる行為についての執行停止以外の仮の救済について)</p> <p>行政庁の処分その他の公権力の行使に当たる行為は、公定力を有するものであり、これについて仮処分に類する仮の救済の手続によってその効力または執行が阻止されることは、法的安定性を害し適当でない。</p> <p>例えば、地方公共団体の行政財産の中に第三者が建てた建築物を撤去しようとする場合に、仮の救済の手続が認められることによって執行ができなくなるおそれが出てくる等、地方公共団体の住民への行政サービスの提供や財産の管理等に著しい障害をもたらすこととなる。</p> <p style="text-align: center;">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (1)行政の作為の給付を求める訴えについて
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 600 1393 678">行政の作為の給付(義務付け)を求める訴えを法定化する場合には、一義性の要件、緊急性の要件、補充性の要件の3つが充たされることが必要である。</p> <p data-bbox="248 685 1393 801">行政事件訴訟法における事後訴訟中心主義は維持されるべきであり、行政の作為の給付(義務付け)を求める訴えを認めるとしても、行政庁が判断する前に司法が判断するのは例外的な場合に限って認められるべきである。</p> <p data-bbox="312 1218 991 1256">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (2) 行政の行為の差止めを求める訴えについて
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="245 600 1396 678">第2 - 4 - (1)と同様の考え方から、差止めの要件は、A案を基本とし、その要件を厳格にすべきである。</p> <p data-bbox="312 1055 991 1093">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 4 - (3)確認の訴えについて
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="247 602 1382 719">行政立法や行政計画のうち、取消訴訟の対象には該当しないとされるものに関し、無効の確認を求める訴えを認めることは適当でない。その理由については第2 - 5 - (1)に同じ。</p> <p data-bbox="312 1178 991 1216">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (1) 行政立法、行政計画、通達、行政指導などへの取消訴訟の対象の拡大について
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 600 1394 801">条例、規則等の地方公共団体による行政立法については、意見を異にする住民や関係団体による論議、検討を経て議会又は長の責任において制定されるものであり、これらを直接取消訴訟の対象とすることは、立案過程における論議が訴訟の場において蒸し返されることになり、著しく不適當な結果を招来することになる。</p> <p data-bbox="248 808 1394 925">また、法的効果を有しない行政指導を取消訴訟の対象とすることは訴訟の目的に馴染まない。行政指導をめぐる紛争の解決のためには、行政手続法上の手続の充実がまず考えられるべきである。</p> <p data-bbox="312 1218 991 1256">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (2) 取消訴訟の排他性等の見直し、行政決定の違法確認訴訟の創設について
<p>各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>取消訴訟の排他性と出訴期間の制限によって、法律関係の安定が図られ、ひいては、行政の円滑・効率的な遂行による国民の利益を図ることができるから、取消訴訟の排他性と出訴期間の制限は、今後も維持するべきである。</p> <p>取消訴訟の排他性と出訴期間の制限を個別法で定めるとすると、個々の処分ごとに内容が異なり、処分を受ける者は混乱することになるから、かえって、国民の権利利益に反する結果となって妥当でない。</p> <p>また、排他性又は出訴期間が必要なものについて個別法の規定により定めるとすると、条例に基づく行為について、条例で出訴期間を定めることが必要になるが、条例の目的等によりどの程度の出訴期間を定めることができるかを個々に判断することはきわめて困難である。</p> <p>(条例で出訴期間を定めることができないとすると、条例に基づく行為については、出訴期間を定めることができなくなる。)</p> <p>上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (3) 裁判所が判決で必要な是正措置を命ずる考え方について
<p data-bbox="316 521 1182 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 607 1391 719">裁判所がどのような救済が当事者にとって有利かを考えて救済方法を決定することは、原告の請求の趣旨の当否を判断するという司法の機能になじまず、司法の限界を超えているというべきである。</p> <p data-bbox="248 730 1391 801">被告としても、請求が特定されないと、どのような点について防御すればよいか明らかとならず、被告の権利保護に欠けることになる。</p> <p data-bbox="316 1223 991 1256">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 5 - (5) 出訴期間の延長について
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="247 602 1393 719">「処分があったことを知った日から3ヶ月」という現行規定は維持されるべきであるが、「知った日」について個別法令(条例を含む。)で明確な解釈を明定することは有益であると考え。</p> <p data-bbox="312 1014 991 1050">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (1)原告適格の拡大について
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="245 600 1394 719">原告適格については、権利義務に関する具体的な争訟を解決するという司法の役割の観点から、真に権利利益の救済の必要性のある者に原告適格が認められるべきであり、行政事件訴訟法9条の規定は維持するべきである。</p> <p data-bbox="245 763 1394 965">「法律上の利益」に当たるかどうかの判断に当たっては行政法規が当該利益を個別的利益として保護しているかどうかを考える必要はなく、法律の保護範囲内か否かを検討すれば足りるという考え方については、法律の解釈如何によって著しく原告の範囲が拡大し、行政機関があらゆる局面において訴訟に遭遇するおそれが生じるから、適当でない。</p> <p data-bbox="312 1384 991 1422">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (2) 自己の法律上の利益に関係のない違法の主張制限の規定の削除について
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 600 1394 678">自己の法律上の利益に関係のない違法を主張することができることは、主観訴訟という抗告訴訟の本質を害することとなって、適当でない。</p> <p data-bbox="248 723 1394 846">例えば、第三者に対して通知を要する処分について、原告に対する手続が適法になされている場合であっても、第三者に対する通知が数日遅れただけで当該処分が取り消されるといった事態が生じる可能性がある。</p> <p data-bbox="312 1178 991 1216">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 6 - (3) 団体訴訟の導入について
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="245 602 1399 719">団体訴訟の必要性はそれぞれの訴訟類型によって異なるから、団体訴訟については、個別法の規定に委ねるべきであり、行政事件訴訟法に一般的な規定をおくことは適当でない。</p> <p data-bbox="312 1137 991 1176">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (1)主張・立証責任を行政に負担させることについて
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="245 602 1393 678">現行制度の下においても、地方公共団体は必要な立証活動を行い、説明責任を果たしていると考えている。</p> <p data-bbox="245 685 1393 844">主張・立証責任を一律に行政に負担させるとする考え方の背景には、行政が情報を独占し、原告はそのような立場にないとする考え方があると思われるが、例えば膨大な情報を有している国際的な大企業が地方公共団体を訴えるといった場面を想定すれば、必ずしもこのような考え方はあてはまらない。</p> <p data-bbox="245 851 1393 927">主張・立証責任は、行政処分の種類等によって個別法の解釈に委ねられるべきであり、全ての主張立証責任を地方公共団体に負担させることは適切ではない。</p> <p data-bbox="312 1344 991 1382">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (2) 処分の理由等の変更の制限について
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 600 1391 719">理由の提示が要求されている処分について、処分の理由の変更が制限されると、地方公共団体としては、処分の段階で、想定されるあらゆる理由を明らかにする必要が生じ、ひいては処分の遅延につながりかねず、極めて不適當である。</p> <p data-bbox="312 1137 991 1176">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p data-bbox="248 1220 1391 1339">一般に行政処分に理由付記を要求する趣旨は、行政庁の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立ての便宜を与えることにある点に留意する必要がある。</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (3)事情判決の制限について
<p data-bbox="312 519 1185 557">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="247 602 1396 719">現行行政事件訴訟法第31条が規定するとおり、事情判決をするかどうかは裁判所の判断に委ねるべきであり、法律で事情判決ができないと定めることは適当でない。</p> <p data-bbox="312 1137 991 1176">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p> <p data-bbox="247 1220 1396 1337">事情判決の制度が、原状回復が困難ないし不能の場合にも、訴えの利益が失われず、行政処分の適否を司法判断の下に置くという積極的な機能を有している点について留意すべきである。</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (4) 裁量の審査の充実について
<p data-bbox="312 519 1185 557">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="247 602 1401 761">裁量の逸脱についての判断基準を客観化しようとする努力は続けられるべきであり、その基準は個別法によって明らかにされるとともにその解釈によるべきである。また、行政管理や行政評価に用いられている基準や考え方を裁判規範の中に持ちこむことは適当ではない。</p> <p data-bbox="312 1014 991 1052">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 7 - (4) 裁量の審査の充実
<p style="text-align: center;">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p>32頁 9行から12行の記述</p> <p>「ウについて 費用便益分析手法は、行政評価の分野などでは実際に法令上行政手法に組み込まれており、それが未熟だということになると、法的利益の比較衡量を求める既存の行政法令の要件解釈や、行政評価そのものが成り立たなくなる。」について、平成14年4月から「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号。以下「評価法」という。)が施行され、各府省において同法に基づき政策評価を実施しているところであり、評価法第3条において、「行政機関は、その所掌する政策について、適時にその政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点からその他当該政策の特性に応じて必要な観点から自ら評価するとともに、その評価の結果を当該政策に適切に反映させなければならない」とされ、また、同条第2項において、「政策評価は、その客観的かつ厳格な実施の確保を図るため、政策効果は、政策の特性に応じた合理的な手法を用い、できる限り定量的に把握する」旨が規定されているところであるが、評価法においては、費用便益分析手法が法令上行政手法に組み込まれているわけではない。</p> <p style="text-align: center;">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

〔様式〕

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (2) 弁護士報酬の敗訴者負担の取扱いについて
<p data-bbox="312 517 1182 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 600 1393 719">弁護士報酬の敗訴者負担については、それ自体の当否が論議されるべきであるが、敗訴者負担制度を導入する場合には、片面的敗訴者負担制度を導入することは適当ではない。</p> <p data-bbox="248 725 1393 882">原告と被告は訴訟においては対等な立場にあり、また、原告が敗訴した場合には、行政の適法性が司法によって認められたことになるのであるから、敗訴者負担制度を導入するのであれば、原告が敗訴した場合には原告が被告の弁護士費用を負担するべきである。</p> <p data-bbox="312 1384 991 1422">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 8 - (3)不服審査前置による制約の緩和について
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 600 1391 719">不服審査前置は、いったんは行政に再検討の機会を与え、その自主的解決を期待することにあり、紛争の解決に当たって必要な役割を果たしていることから、不服審査前置を定めることができないとすることは適当ではない。</p> <p data-bbox="248 725 1391 844">また、専門化された分野について専門機関である行政委員会等が審査することが実情を適格に把握するために有意義であり、事後の訴訟の審理の適正を期する上でも有効と考えられる。</p> <p data-bbox="248 889 1391 1173">なお、電波監理審議会は、電波法等に基づく総務大臣の行政処分に対する不服申立てについて審理・議決する機能が与えられており、不服申立てに対する総務大臣の決定はこの電波監理審議会の議決に拘束されるとともに、訴えの提起はこの手続を経た総務大臣の決定に対してのみに限られ、かつ、この訴えの管轄は東京高等裁判所の専属管轄とされ、電波監理審議会が適法に認定した事実は、これを立証する実質的な証拠があるときは裁判所を拘束するなど、審議会としては準司法的機能を果たしている。</p> <p data-bbox="328 1218 791 1256">電波法(昭和25年法律第131号)</p> <p data-bbox="312 1263 499 1301">(訴えの提起)</p> <p data-bbox="280 1308 1391 1426">第96条の2 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による総務大臣の処分に不服がある者は、当該処分についての異議申立てに対する決定に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。</p> <p data-bbox="312 1433 472 1471">(専属管轄)</p> <p data-bbox="280 1478 1391 1554">第97条 前条の訴え(異議申立てを却下する決定に対する訴えを除く。)は、東京高等裁判所の専属管轄とする。</p> <p data-bbox="312 1644 991 1682">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	

(様式)

「行政訴訟検討会における主な検討事項」に関する意見等

省庁名等	総務省
ご意見をいただく事項	第2 - 9 - (1)行政訴訟の目的規定の新設について
<p data-bbox="312 517 1185 555">各府省庁等所管の行政分野に与える影響の有無・内容・程度</p> <p data-bbox="248 600 1393 719">行政訴訟の目的は、第一次的には権利侵害の救済にあり、適法性の確保は権利侵害の救済を通じて行われるものであるから、行政訴訟の目的として権利侵害の救済に加えて適法性の確保を記載することは適当ではない。</p> <p data-bbox="312 1137 991 1176">上記 との関係で検討を要すると思われる事項</p>	